薑蒟錄

江

曾4
775
59

僧4
775
89

薑蒻錄卷之二拾四

目錄

公事根源

東京帝國大學圖書之印

藁稿保卷之百四十七

公事根源

中村直道輯録

正月

四方拜

一日

四方拜ハ元正乃寅の刻ハ伊勢の方ハ天照皇大神宮を始へ天地四方山陵を拜し奉る年災をも拂ひ寶祚を祈り奉る御作法ハ清涼殿の東南の方へ御屏風を立てその内乃御所風とし其中に御所三宗とまうけ其内に机を置く香炉打ちとなへ此所にて四拜の作式ありしかを略して今ハ略式なり

有とハ見えけるにや其後ハ内裏紀伊國海大家
みなのかはさ給ふとも有之此年以何嫌まる
ことさみえしは仁和元年正月寅の刻より天地四方
属星山陵を拝し給ひ宇多の御門の御記より
のちは始られけると潅鶴しハ見えて侍り但皇極
天皇雨乞とおほしめして南淵乃河上におハしまして
四方を拝し給ひれバ雨ふり五日まて降けるよし
日本紀よりはしめ給ふとは見えすとやらんしか
るを申つたへらん今の属星以下ハ四方拝とのそ
く頌　天地瑞祥志といふ書にみへたり

供ニ御薬一　同日

是ハ元三の間より御殿まてあこかりける昼御座

におはしまして生氣の方にむかひて御衣をとよの御前にて御紙
しの上にすへて○をめしたり陪膳の典侍典薬久しく生
氣の方にむかひ色をあらため此時先御厨子所の歯固
を供して後歸御あり蔵人供進して典侍次に小盃
物まいりて薬子とて少女のいまた嫁せさる
をとゝめて先へと用ひさせて屠蘇ハ少児よりの
むといふ本文ありて其為に少女を撰て先川の
ましむれ御前へ此薬子鬼の間よりすゝみくたし
乃几帳のうちにつかふまつる女官典薬をめして御薬
をとらせて一献の先に屠蘇を酒に入て薬子ふの
ませ次に銀器に入て薬の外よりそゝいさんまつ
らふ女房とて皆給はく撤御薬の南乃戸

より入給ふ御あかりこあね東のくら戸小もりひく
命婦を従へハ帳臺を持くまりて是を備
獲ハ東の戸小向くの母屋ホ又いれてや次よ
女官小召すへハ是を陪膳乃人よのませむ
昔ハ上戸人を撰く給ふ後小めしけるとや一日ハ四位
二日ハ五位三日ハ六位乃蔵人ハ陪こう奉行の
蔵人奏名をうり御に入りて御くのすこの
様よとそこきて二献よハ御的白散を供せらるい
さられと御ハの人ハ治するる大根とうふ女蔵人
給りて扇よ乗へく是とおかえ日ハ人く精進
ゆへみりとに治毛はみくろり三献よ度嶂散を
供そめ代治菜の儀式ハ今日あり前ニ日小ハ

御くすり飲くとも有御銚子よ入くうり無名指よ付
く御親前御年始うる小津をうる右の節に
の様とかうくめくくは仕る也是ハ藥師乃院相そ
給こうや此菜の儀式ハ五十二代嵯峨天皇弘仁
年中ふらしあう法一人是を呑ぬれはハ一家う
病なし一家よ是を飲ぬれは一里よ病なしといふめ
てろうき功能給まうハ年のいめよ是と有るまや

供御節供　同日

是も今日の御事也寛平二年二月の比後院乃前
若菜をおいたゝれく母后よ調進せうれ後院
院宮御節供供て是小加奉りし未年ハ御まそ

朝賀　同日

[illegible]の時に天皇大極殿に行幸
[illegible]群臣清礼服を着[illegible]
[illegible]御即位の儀式を同じ内容なる用つ
[illegible]ものなり[illegible]
門に入てをるの所に[illegible]
[illegible]御輦[illegible]幡と
[illegible]尚書[illegible]
[illegible]典儀[illegible]
[illegible]群
[illegible]賀[illegible]
[illegible]二人の[illegible]
[illegible]玄年の[illegible]
[illegible]と記す[illegible]今日[illegible]
[illegible]踏[illegible]
[illegible]百歳の[illegible]
[illegible]武天皇元年正

月出ヲ水ヲ[illegible]字
[illegible]
[illegible]
[illegible]

月一日[illegible]の[illegible]都[illegible]
[illegible]天瑞を[illegible]
日本紀に見[illegible]
孝徳天皇の御宇大化二年正月一日[illegible]門[illegible]
年[illegible]同じ書[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

小朝拝 武ニテハ小朝拝ト云ヘリ

同日

此年[illegible]元日[illegible]天皇を[illegible]
奉る[illegible]
[illegible]
[illegible]

それハ先ハ私乃礼ニ君臣ハ勿論ニ父子ハ不宜
申ニて延喜の御宇ニ小勅ニて延喜七年より
左大臣時平公ニ行く而ニ世代ひ〻ニ相動い
百官悉毎年ニ小朔毎ニ朝ニ参ニて
百官ニひ〻かゝざるハ私ニ礼ニ小朔ニて
而ニ世代ニ中ニ絶ハ小法下ニ元亨の日君臣
ニて参ニて小中絶ニて日十九年ニ文
ニて行ニて行ニて再ニ延喜五年ニ小
法下の礼ニハ中ニ参ニ代の三度ハ
勅礼の儀式ありニて世代の乃あひ〻ニ沢
いニて法下の礼の儀ニ参ニて参ニて
ニて法ニ貞観の例ニて乃ニて

開日本紀ニ中ニて参ニて清原殿の
和歌小四位五位ニ小勅ニて神ニて
参ニて小中ニて作ニて作ニて半ニて
ニて人ニて祇園の西ニて元宗門
の和ニて場ニて主ニて上前の人数人次
ニて人ニて参ニて後ニ御門ニ中ニて
小朔の儀式ニ法ニ行ニて参ニて
参ニて小中ニて参ニて小
半ニて

元日節会

日日

其後小朝毎ニて西矢大臣津の殿ニ参ニて
半ニて行ニて一人小朝ニて伝ニて伝ニて大臣ニて西矢

小侍つきせしと識るをとをいく侍しおこし大吉
よ候門の子をと一の人ハまへをとりまもまし
きしや際の隅あ柱まて殿人とよりて外経巻
とそうは筥のふたに入てゝ殿人内侍よ付く
巻の中も巻と取出しく其後又侍同巻ハ内
侍所よ津くつきまゐらせよと巻もいつくハ座へ奉す
すみく巻しけるとかや蒲団巻といふハ七曜の
御暦并根腹赤なと巻たるもの事也七曜御暦とハ
中務省より奉る日月火水木金土此七曜を注し
たるものなり并根ハ毎日蒲団よりまゐる
吉年取をおきあしさる所くの様を今日節会
のはなく小蒸やもなるゝ寄る落るいつ様の寸

法よ伝りまゐらせ候ふ小児養しても其なめしなとを
病ハ医りもしめられと申すなく匹敵もなき池
風邪の熱ありまじく侍りあまれそなかるゝ歴代の
諸家の秘術并ねハ両年まて侍ともハ氷の汲取して
大法秘法を行ハれしまや其も、よくあらく
周の事よしのためしと申伝之昔仁徳天皇の御
宇六十二年五月小額田大中彦皇子闘鶏
と云所よ猟しあ給行く山の中の野中を
見あり給しかハ庵のやうなる所ありしかる所
人をとハりしてこせ給よ窟之しかり其所の
山のあるやうに傍人をめし問ひかけ給ふ所
窟にしか中四子のいふく氷部をいひて様にして

ものをもつて海人を召しあつめ給ふ事数を尽す
間て年十六年正月十四日大宰府より是を
奏聞するよりして年毎の貢ものを作て
献ずる之服布といまだ奏聞せざりしかども
門南脇に設市ありて市姫の明ぶ世ぶ間
矢保殿と称し保のうちより鞭をとりそもより
さきぶ端に弁天まします長楽門の東の脇に是ハ
大神宮の御分霊なり今法代ハ明神ハ不ハ恒のや
ものなくはくこと間矢宮湯殿の元あり川くこと
後謝殿の御ちく清と称し堂上の元あり
世間のを法ちんしう間矢殿大事にて家ち拾伯

ものを献ずる事数を尽す
間て年十六年正月十四日大宰府より是を
奏聞するよりして年毎の貢ものを作て
献ずる之服布といまだ奏聞せざりしかども
昔ハ稲ちく前を設作りそるや服布の
食れしてをいしるとうれ義しく食
たり景行天皇の御行幸筑紫の国に古ち那

[illegible]
[illegible]人唯称名妙納言たつを示ちはや納言法々
[illegible]ものすぐ河内守の上有よりもてみくに乗の門
[illegible]と入くに[illegible]列立[illegible]親王[illegible]後の大
納言その後の二位中納言[illegible]長[illegible]大
二位中納言[illegible]大納言[illegible]未小[illegible]二位宰相中納
言[illegible]未小[illegible]二位宰相[illegible]中納
[illegible]内弁[illegible]尹[illegible]吳[illegible]二位宣[illegible]小[illegible]宣[illegible]後
[illegible]ん[illegible]数[illegible]賞[illegible]
[illegible]辞[illegible]謝[illegible]謝[illegible]敬[illegible]
[illegible]内[illegible]敬[illegible]
[illegible]内脇[illegible]脇[illegible]脇[illegible]
[illegible]脇[illegible]

[illegible]脇鐸鑼鍋[illegible]のやうの[illegible]銀[illegible]餅[illegible]
[illegible]物[illegible]見[illegible]や[illegible]紙の後
[illegible]と養[illegible]も[illegible]吉野の国物
[illegible]十九年十月[illegible]
[illegible]一夜酒[illegible]
[illegible]山[illegible]
[illegible]と養[illegible]名[illegible]毛瀰[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

去年より年たちぬる事をよろこふ心にて二献また
御酒(ミキ)の勅使の後に三献に立楽(タチカク)名二曲(ジ)を奏して
後宣命の拝舞ありて其後ハそのいはれくはし
けれとハ記し不及其上ハ件の節会なれハ誰も
おほつかなくはりし推古天皇ハ天子紫宸殿
に出御ありて群臣百官酒を給ふ宴会の儀
持統天皇四年正月より公卿を内裏にめしてさかな
ありきなとありて宴会ともなくいつよりかあり
そありける賀茂の名のみにて侍るにや豊明(ホウメウ)
節会なとハ深く渡して神武天皇の御宇より群
臣をめして酒給ふ事日本紀にみえて侍り
是なとハ其事始めらるとハ申しつたへ侍る仁徳天皇
寳龜四年後よりハ大臣以下五位まてにおよひ
たり今もさやうの人のミまゐりて禄を給(タマ)
ふとそ

内侍所御供　同日

是ハ毎月に供せらるゝ事也寛平年中より始まる
内侍所と申ハ三種の神器の其一也千早振
神代の昔より天照太神の天の岩戸をさし籠
給へる時石凝姥と申神の鋳給日神の
御かたちを模し奉る鏡是を八咫(ヤタ)の鏡とて後
地神第三代天津彦火瓊瓊杵尊(ヒコホノニニキノミコト)に授給ふ
国の主と成給へくてくたり給ひし時天照大神みつから
三種の神寳をさつけ給ひて此鏡をハ我と

これもおなしく神代よりの御しるし也代々の御門伝へ
宮内にましゝを人皇第十代崇神天皇の御
時代鏡とあらたまりて神代より伝はりし御鏡をは
伊勢国五十鈴川のほとりにうつし給ひぬ今の
伊勢皇太神宮これなりさて新造の御鏡をは宮
居に坐しまさる宝剣は空の御事なれは新に造と
改給ひし剣はあん(アンナイ)まさる温明(ウンメイ)殿之
村上の天皇の御時天徳の焼亡の時は八咫の御鏡
灰の中におはしますを小櫃横より奉りし也
御記にのせられて有説に神鏡南殿の桜木
にかゝり給ひしを小野宮の関白の袖に移し
申されけるといふ説も侍れとも村上の御記
とぞ宝剣はいにしへうしなはれし事は二位の尼
先帝を懐き奉りてうみに入給ひしにしつみし
時も此御鏡はうかひ出て浪の上にたゝよひ給ひける
を武士とりあけて神璽も等(ヒトシク)あらはされて
ありしなりまさしく今は神璽と内侍所のみ御
跡なるは瑞籬に侍しぬるまゝに内裏に御座
まし時々に出御となりくるをまつりて
御冠(カウフリ)におかれをあけ烏帽子してゆるしまする
またことの御冠は装束を改めて後はことに今は
内侍所におはしまされて女官守護をいたして
白川院御時よりは内侍所の神鏡をひらく天
にあからんとし給ひしを女官の袂にかけて

節中をるよりしてめ官ハちら雑しと事の蔵なる
ことなんか除一日の御供ハ毎月のことし御那
従乃時ハとりわて供さう脚の事ありそれハ右
日をとらへはる色ハ毎月の事なきハ日次の
若魚ハよろし内裏饗膳の時も於供さら脚
供ありまするうめりの脚し　あきた侍るなり

立春日

供若水

若水といふハ去年ねし氣の方の井をてんし
てふるく汲しく人に不汲春立日之時司内裏
に奉れハ朝餉にて色とをきりしめ得之宮むの表
立日色をも事をハ若水とやいふや年中の邪氣
をのぞくといふおなしまいぶ外文色と侍るなり

上子日

供若菜

内蔵寮ならびに内膳司より正月上の子日是を
奉る事寛平年中よりはじまるとかや延喜十一年
正月七日に後涼殿より七種の若菜を供そ又ハ暦
四年二月廿九日女御あるの御方若菜を奉る由
李部王の記に見えたり若菜を十二種供え事
ありそのくさ／＼ハ若なかそへて薺芹蕨なつ
なあふひ芝蓬水蓼水雲松とみてありけ松
の実なり白川院の御時御遊に御尋ありしかハ
若松と書くこそ侍らめ読之若此なりまた

水雲ト松ノ別ニ松ノ上ニ若ノ字有ルさなくハ十一種也

仏ゝにまゐらせ杖とそへてくるまうてハひう寺へと
上皇社作仏さ所の前い弟子の七日の物と
菊をもつて芹菜御所すゝ法佛の座
の上に正月十日ふ七日の菊菜と今をれし
を人参病可ゝみ邪気とのそく御ふ仏ふ
とゝ

子日遊

是ハむかし人ゝ野へ出て子日すると松と
引きるゝ桂院園殿院ゝ宗院なるの所附
ゝ也ハ式ハいかけるうや中ゝ宗殿院の子日
ゝ也法ゝ所ハ寛年ゝ二月十ゝ日のすゝ歌
の経ハ御車ゝ殿堅をゝ殿ゝ上皇ハ法

馬ゝ乗ゝれ行ゝ上皆直衣ゝ殿ゝ
人ハ布衣ゝ帳の尾ゝまうけ幔ゝ引めぐゝし
小屋ゝ殿ゝして小松をひゝと枝ゝ殿物
物ひつ桂殿ゝやうの物をる人ゝ和歌ゝと
歌ゝ共附の席ゝ高い年豊殿ゝうや清涼殿の間
習ゝ称好忠ゝ所ゝ所人ゝ殿ゝ作ゝ宴ゝ法
所の宇ゝ殿ハ仏ゝの集ゝ入作ゝん之ゝ引
うんかゝ

御杖

上卯日

持統天皇ゝ三年正月の卯日大学寮ゝ殿ゝ
なる中日本紀みゝ仏参二ゝ正月ふ清涼祝
杖と歌ゝして精験ゝ

て悪霊を拂ひ祓ひ申す儀式なり
相撲とは、つまり、卯杖なり、生氣の方
東より、南へ、荒神小あり、馬寮へ、
よりて、延喜式に、正月卯日兵部省以下東宮
以杖を奏する儀、
つまり、二宮に、
いかにみてこそ

二月

二宮大饗

二宮とは、東宮を申也、以下和奏
年中行事、宴禮の変、清涼殿の東面の廊
にて饗、はじめ、先中文の饗、次に東文の

饗、はじめ、先三献の後、
居を敷、なる物、
をこなひ、

朝覲行幸　同日

是は、天子年の始、上皇、母后の、
なるを、
の後、
御門、母后、
院、行、
とて、
度、又、

寛元七年正月小朔日、
なる物、
ひこなひ、

天長七年、
行、
行幸ふこと

上皇、母后の、
大同四年、
弘仁、
冷泉院、
筋、
同礼、
朝覲の儀、
漢、
れる人の、

有事ハ[illegible]成人の時ハ[illegible]の義を
元亨[illegible]つ者先二年正月[illegible]
なりく東文まりの[illegible]
又天長十年二月小[illegible]
[illegible]親の御[illegible]
[illegible]と行東文先[illegible]
給[illegible]成人の[illegible]
[illegible]親文九歳の時[illegible]文の世子
[illegible]
礼記[illegible]
[illegible]

源時家

同日

[illegible]の上[illegible]を[illegible]
[illegible]
御門[illegible]
年と[illegible]
く共[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
の大[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

源告朔
養六月十日

是八百宿の行事

上日[illegible]て月毎ニ天子

の御使をつかはせ共、先朝の文をかいたる巻
てをの大師敬ゐ出御なりしかとも見給ふ武て宣
立ゑ九月ゆい雨ようて先朝をゆ出日本紀
ゆゐれ此御ようおよりおよ物ゆとい和ゆ
御誕生ゆ八月毎ゆ先朝を崇ゆ給ふ
つりそれとも先朝ゆ
心い給ふ京想意ゆ
武い一日ゆ又ゆ日をゆ視先朝ゆかたた
ゆうゆ二ゆをゆ
ゆくゆゆ

御國忌

四月

四月ゆ日い村ゆ天皇の御國忌を廣九年

四月ゆ御つ家筆と法華経を拾て
弘緯敬ゆ御八講の仏供を共後法性寺
毎年ゆ日八講い行ゆ
ゆ法華八講ゆ
桓武天皇延暦十ゆ
八講ゆ
行ゆ

叡位

九日　六日近代六日

其後ゆ位ゆ
議ゆ
弟ゆ
弟ゆ
ゆ御前

府に任し関白なりし時は執筆のしめしみよりて余
府にすゝみて任せらる執筆十年の労をつもりし
績(ツギ)賞(ガク)あらし位を次第に叙す源藤橘の氏
於爵の申文入内(ニウナイ)一加階(イチカカイ)叙爵にあるべからず
終るの三八なりしたれは礼に不及雅古て望
十一年十二月にはしめて冠位をおこなはる大
徳小徳大仁小仁大礼小礼大信小信大義小義
大智小智此十二階也今は是より始る所也
なまてしも位のおこりとぞ申さんまかに権なりし
天智天皇十四年正月に諸王諸臣に爵位を行
ふみさり此叙位せられし六日まで行しといへど
五年より六日にかはる此叙位をば清和(?)より

七日節会の儀式にして左右あらせられ給ふ
ありされは今にあたりて白馬をまわりて
立る事は執柄たる家春日(スイニチ)に吉く沈八日に
行ふ御半ばに清めの事なかなし

白馬(アヲ)節会　七日

此節会のはじめ大宮(ニエ)は元日ばかりにおもはかし元日は
其の供はなす撰(ニエ)御薬(ゴ)暦(リヤク)なとあるへきよりて
押すへく諸国の奏といふ事なふ八省卿有
よりある諸(ジン)司(グハラシノ)奏(ソウ)ありとて聞及ひて奏せさる之
為卿日みあるはいたふと諸国奏し三席し
卿(ジン)杖(グハラシノ)の奏(ソウ)あるふよりそこあるさ列(サワラフヤ)時なとく
御弓奏(ソウ)供をしく給ひて天皇の御貝(バイ)羅楽は其

民草も人のすくなからぬハけるに七人のすなる事なれよ
是をさしこゆるや白馬の節会とあらため
青き馬を白しと云ことハ馬ハ陽獣也青ハ
春の色也是によりて正月七日に青馬をみる也ハ
年中の邪気をのそくといふ本文によりて候ハ
御門の寛和元年正月に豊楽院におはしまして
青馬御覧ありし同六年正月にハ紫宸殿にて御覧
ありけれとはるの事は礼記に春を東郊に
むかへて青き七疋をもちゐるあり七ハ小陽の
数正月ハ小陽の月也又十巻記に白馬とあるの
昔の事ハ天子白き首也小白馬を天子の
用ハ諸々の地の用ハる也人の用ハ黙也とかや本

そもそも今は白馬節会にハ二十一疋をひかるゝ也
是ハ三ハ三也小くらより七ハ七疋也またあらかし
寛平の御記に小の馬をすゝむり今日の白馬の
奏するも清ありしもいつもそ是白馬とたとへて
きは前の御戌かくハ大るゝ元日に被渡しを
いはゆるすれハ記するも同やうなれハ書の
まゝに天武天皇十年正月七日に御門小安殿
におはしまして宴会の後なる毛や七日の
節会ありといふなる後なりけり

御斎会　八日

是ハ大極殿にて八日より十四日まで七ケ日の間
最勝王経を講ぜられて鎮護国家をいのり給ふ也

經ようの國家を護持する祈願のために
この年始めよりはじめて法華を講ぜしめ
十月ふたたび勅して法華を講ぜしめ
九年二月ふたたび金光明經を高座をしき
法華を講ぜしめ始めて法皇
桓武の御宇延暦九年
ふたたび成ぜらるる

高麗院御法　同日

元亨元年より七日間
明年八月新家多ふる初めて七日
の間法華を講ぜしめ
の間道場を淮して
高麗院と名中ふたたれ

て第四代元年より大師分法をとりあげ
高麗院御法　同日
治部省にて七日間
人とともに行ける
の御法をもて
対をなす元亨
さしめ結願の日
大師の字をとり
小乘教常曉律師
乾坤寺の元照
法華法をふ
而如ようの常曉

きたりて共後内裏にて小袿姿の法師なる
ことをなして御うるこ斎衡法皇下の大臣み
祇園花園に法皇と御ともきりて白河殿
く雨とふりしけりとなん

女叡侍　同日

是は女房の侍階を叡ちゆうて酒をみ行
りるこ後たるこは叡侍み同じ大うんてんかうん
てんきらく井の中に文をなげうち
切杭の中ふとこと叡ふいこと生年十一歳の女
女房の侍の前をとりて叡爵をあらはす
殿の女の母おもなきこは共間の前とうんかうく
母の女房と女の十余歳と北合く臣の前と

なりて五位の侍やくとりて先とうきくの
中に文こは叡ふこと叡侍蔵人頭
宗盛ぶとしくの物と叡ちゆうの二位二位
なりこうぶ人なれは叡ちゆうこ中ものも
はまりいこは内侍同じ侍ある物して
行家の対馬殿をうて行家
はるもの事こ先こは家の家て侍家
こぶは大なのまりこ内侍
こと年毎に中に内侍ある叡
行こ是は海こうして必五位の位と
く紀綱長重明こ名をあ侍
ふこ特徴こ侍こ内裏内裏内裏

の位と行くべき行なひ女叙位のこと申さるべき

弥女禄　同日

参議弁実光申しもうしひらく所の門の内乃ふくの
所にて女王の禄を行ひ者ハ王々百九九
人女王二百六十人とこれ定られ年毎に
禄と行はるるうや女禄に書ふれ
くるを禄に計給べく如字と照らるとの位
とは行なう

縣召除目　十一日

縣召ハ所定とも申し給べき和歌と諸
国の使ともふく行るわ申とものくいはん
和国の人とこれ定とつけ給ひ給へ

名ばかりの世郡法橋筆の官者くに厳の
所所にて事と行はるとも色々なる行なう
大間よかくよ流はくて作べわつくりく概
筆の郡郷のく家に於ハ給源の数賞
概くよ行ひふくうちもちろ官奏叙
位源国とハ四ケ所大内の叙位ハ諸
さくさ申ひ〜名者国稽名国者快満
文位任者ハ上ちくふ上文色々教とわ知
概ひくく公源国ハ可知ひたい十年
の学ままさらめくく百人の郡ま出へ色
これ先年よ石宮にてハ撰門に雲ハ
うんや郡いらく法ひ源国ハ申しくく

給ひけるを式日は十一日より始りて十三日まて
三ヶ日也景行天皇の御宇武内の宿祢を棟
梁の臣になさるゝを大臣職のはじめ也孝徳天皇
大化五年に八省百官を定られしよりさきは
大臣大連(スイレン)といふ号ありける文武天皇大宝年
淡海公(大織冠ノ子)不比等(フヒトウ)に勅ありて律令を定官位
位階の事とゝのへ給ひしより後かくのことく
諸ゝ官も正しく文武ともに職(シヨク)を分て官と令外(ケ)の
官といふ中にも此内大臣中納言は大宝より以前
よりある号なれと官位令には此官なく
新なる号なりしかは京家(ワカサノ)孫同しくは京より
諸司と分し諸臣は市中の人をも官と給へし

御斎会(ゴサイヱノ)内論義(ウチロンギ)　十四日

十四日は御斎会の結願也内論義は御斎会にて行
るゝ御物忌の時は南殿にてそあり問者講師(モンシヤ)相と
もに論義あれは内論義といふ也孝
謙天皇白雉(ハクチ)三年正月に恵照(エ)法師(カシ)と内論義
ありしより論義はしまり恵照沙弥に恵照
と論義をさせらる也其時ひとへに沙弥つを鎮座(チヤウシヱ)せられ
く日本紀には記しけり一千人の沙弥も天平年正月十四日
延暦寺の僧を召て論義(テウ)ありしとみえたり
是なりや十五日の粥をいふなりへへん

献(ケンス)御粥(ゴカユ)　十五日

昔他(ヒトノ)国の君なりし蚩尤(シユウ)といふ悪人をころせる黄帝

ともに御門とてうちひらく正月十五日に粥むつけ
まゐられぬことは今て指し威くするろ人は地果
ともなるともより小豆の粥かゆづきの粥を
まそ延中に粢をそふ天狗を祭ることは後漢
小豆祭を舜帝してひとまつりて粥を奉る八年
中にも神氣とのそことく命に本紀にまる高辛
氏ハ子のありしかもしかくして正月
十五日に巷中にしてうせぬ其魂ともまりて
道路ほとりにまよひて行人をなやましむ此人
平生粥をこのみ給ひけるゆゑ今日粥をまつれハ
わざはひなしといへり此二説いつれもよろしからず
祝文とろうつ御〆養産の時に粥を用ゆ

方々そらくとも多ゆうのつ中に是穢小とうす枕月枝る
寛平の比より年毎に是をもちひられ正月十五日
かしの御節会にも此時より定められ七
種の粥とハ白穀大豆小豆あはしらうかさゝけ
なとし九種なる菓胡の此れなりとみえたり

御薪

同日

是ハ百官衆り薪をたてまつりて年内有にかされハかならず
ことはりハ延喜式にみえて天武天皇正月
十五日百寮諸人薪をたてまつり是を御薪と申す
るゝ由見へたり

踏歌節会

十六日

踏歌といふハ正月十六日の男踏歌年々絶へし

を法行とし行ひ女踏歌とそれハ十六日に元深氏の
物語りとしたる事なるハ踏歌の事と下行る
ものなり正月十六日八月の法事ハ京中の
男女打集りて物うるふとなりつゝ年始の
祝儀とせるなり帝ハ紫宸殿に出御
なり踏歌ハ中かゝり天武天皇の正月
大極殿ハ淳和院なりて男女ハ月の内に周歌
踏歌ハ清涼殿なり月の内に行ふ
爲相卿の國の歌ハ持統天皇の時
ハ流人踏歌とそうし唐人踏歌とそうし
聖武天皇天平の法ハ踏歌御覧ありて
仁義礼智信の五の字と組合せて五人づゝ

さゝしむ仁の字ハ人なるとあるハ
ありて仁ハ人なるとふ義の字ハ
義とふ礼の字ハ禮とふ智の字ハ知とふ
行信の字ハ信の字ハ市を行ひて無ありし
半ばや又行ひ出さ踏歌ハ六位
以下の人に拝とそうしひくいてあるし
き年法ハ中かくしてつゝへまつる為
代ハ四月十四年の月ハ清涼殿に
ひきるなり行ふ節会の儀式ハ常ハ
なれ元日踏歌とハ小節とも
白馬節会とハ大節とも小節ハ
なり仰せ大臣ハ日孫に仕へ内外の

作法の者ども召されまううんとうちとハ蹴鞠
くうもう五位のとうとうとうとうとうとうとう
ゆ者ども召されるゆ者ども大内ゆ召ゆ六位と
いふ六位の者ども召されるゆ者ども
大小の芸とかけ申ハ清涼殿の東ハ
蹴鞠の節会をいあれ召されるものとうり
たゆ者ども武いあるもの申つ召され宣旨の通
ハよりうけ賜ハ作川とうひ方中子絣の
兼ねるゆハ男蹴鞠の者なり今流
伝ハ作ゆ者十人百姓女蹴鞠ゆ
射礼　十七日
是ハ建礼門ゆ作ゆ者代の弘ハ要ゆ

流ゆ者ども十五ゆ先ゆ者ゆ
ゆ射礼ゆ正月ゆ
けゆハ二月ゆ作ゆ
ハ十日ゆ清寧天皇四年九月一日ゆ
ゆハ正月ゆ天智天皇の御
文士ゆ射礼ゆ宴門の
ゆ射礼ゆ大内ゆ
ゆ家ゆ弓兼国ゆ
的ゆ
射ゆ
貴人

[illegible]

[illegible]

[illegible]

内宮

廿一日

内宮にまいらせらるべきの長舎人仕奉候てもの
ものなる人にも部を行なと辯をはるやうにて
おのおの海をもかけ一百廿二百廿三百の役をのおの
のせられ共日のこのうちもなく一二の所の報を
こゝろ事葉のあつらをもをもをこと
行はしはしはしらく行はこと

國忌

廿五日

光仁鳥羽院の母藤原女御藤原氏の忌日也天仁元
年正月廿四日御國忌を修こゝの忌日也國忌
とは中宮天子七廟の内太祖祖父
祖父母とのそれぞれの忌日をいはゝ

こゝろ野廟にて所の物をはらやの
の山佛寺にて行はるこゝろ
ものこゝろやうの山國忌なるの日は御門のそ
ひかりとゝめらせられ礼記に忌日は
樂をとゝめらる紙の條のこゝろ國忌の日
樂をかなでらるは杖八十にあり國忌のこゝろ音樂
とゝめらるは罪科にあるこゝろ
又慶雲慶暦いふ慶暦は法皇政をも
をこなはれ光仁一日とゝ天下法皇の政
とゝめらる御光仁の御日とゝ
於をはくいはゝ一日とかきて
慶暦日とは中とこの忌日の御國忌なる慶

[illegible]ハ清原の政ハ[illegible]
[illegible]朝ハ[illegible]
[illegible]清原ハ政

神祇官祝部物忌

是ハ毎月の清こゝろみる御麻をもれ
[illegible]ひとあるふねと
[illegible]人[illegible]の代[illegible]
[illegible]仲家[illegible]の豊浦の宮
[illegible]御[illegible]
[illegible]天富命麻[illegible]御

さ紙つくりて[illegible]
[illegible]ハ[illegible]又毎月の[illegible]
[illegible]

匠房卿記ヨリ抄

外記政始

是ハ[illegible]
[illegible]先[illegible]
宰相の廳[illegible]
外記史[illegible]
[illegible]大弁[illegible]廳[illegible]
[illegible]
[illegible]作法[illegible]
[illegible]外記[illegible]

宮方なるみて二月ニ六日先南年法政を行如
ゝ拾遺使の庭の政をもおのゝ〳〵ふ
りあり給ふ

上ゝ〳〵

天保二辛卯年　七月六日於徳用仁家之

中村直道

古書叢

こ源古書の叢を九日にあつめ給へ
らひく古家ゝく叢を法用の守鈞行く不
動の倉ひゝくんとやあらん政ゆあひる之
古津ゝ津さゝこのみとゝ秋ゝ
ゝのゝ御所ゝて叢ゝ
ゝ

七瀬御祓

七月八毎月のゝ〳〵七瀬ゝ川合一深御門を清
中法つ七瀬門二条のすゝら祓を七瀬ゝ
陽御人形とゝる之ゝ
ゝ祓へ敬之の伯ゝこの所ゝ川原

ゐもりふうまのまいを拾ひとめてまつを
ら分てのかをとうとう〜ほかの霊所の御
時に両月小霊不七瀬の八社とおがるその所
くに平野川河合東瀧桜橋石新西瀧大
井川なとん

大宾御祭

ふもとに月ごとの事こと作湯御見とりおこなふ
大事なるとう功能あるとう〜董仲舒う答ふと
いふ物ごとう

代庇御祭

見ものにはこれなく八幡の法とり
やこう祭書うりのちとう

二月

釋奠　上丁日

是は年ごとに二月に月ごとあり上の丁の
日なり次第ごとに日録国家行事の
祭なるゆゑ孔子の中丁ふあり大学寮にて
孔子の十哲の彫像をまつり
かしこまりてまつりて所司ならび
家穏の庭にはくとうとう孝
経礼記毛詩尚書論語周易左傳をよみ
ならひてとうとうあるかの日ものくてん法師ま
いりて弟人とうとうく勾鉤のまつりすむく
ら人文一人四子ものなるのものこうくあ

きいかふうに歳人うつくしくなんや
のぼりさしかをかるる時の天てんかそそそ
とをくいひくたりくさけそらく笹
の中めりうこうかたてんかの武天皇大寶元
年二月ふうきまく礼記の王制よ米を粉
餅と煮て先師を礼をそこうかるる天てん
ちいいふこ後漢の帝ハ孔子の宅ハ変して
付元年ひの七十二弟子を祠くみうるる
先聖ちい孔子をいひ先師ちい顔回をいい
小人ハ関ちを先聖くいひ孔子を先師ちいい
ちを廣大京貞観二年ハ改く先聖先師
ちい孔子都国をいうや又神護景雲二年

孔宣父を改く文宣王ちい弘仁格ハ文宣
公大学寮ハ孔子十哲の新ハ吳国
より渡く銀朝鼎代の物を作るなり

春日祭

先ず二月十一月ハ行ふ先ハの日作ふを清
の中ハ物清ふ第賀茂の参ちい府宴
人掛物者く舞人ハ清ふ山ひ女ひ門の
まつ小ちうて日を参を舞人を舞人ハ祢い
ぶを舞人いて清くのうちく一ちうを清ふ
南日ハ物ちの内ハ物ひ舞人ハ車を
上ハ弁ちを小ハ物く山ふ清和天皇貞観元
年十月九日ハ祭いうまく吉日ハ行ふ

神と申すハ第一の御殿ハ武甕槌命第二ハ
経ハ斎主の命第三ハ経ハ天津児屋根命第四
御殿ハ姫大神光之神護国雲之介六月廿
一日ハ武甕槌命常陸の国鹿島ゟ御
ゟ来ると申ふ出雲ハ家物ハ鹿ゟ柿の木
ハ枝を出ハ中ゟ伊勢の国かりの
那ふつゝ行ふ御ゟ中ゟ速附風秀行
ゟ人ゟ十二月七日ハ大和国ゟ人ゟ出ゟ
ゟ同ゟ二年正月九日ゟ出ゟ
ゟ天児屋根命ハ
ゟ姫大神の
ゟ
命ハ
ゟ国
ゟ天

児屋根命ハ河内国ゟ
伊勢国ゟ
の
一月廿日絶頂の事
ゟ
ゟ金山の
ゟ
ゟ
ゟ

義氏南家の門前に乗川の社ハ古大宮足立の迹
立ていらるるなり今ハ牧谷の不動
のもとへ

上巳日

国幷韓神祭

此二神ハ元国狩ゝ所まつる也 遷都の時
遷て大宮の内ゝ仲門とまつりたてまつる也
此神ゝ社ゝ仲門とまつりたてまつる也 流
宮内式ゝ国神一度韓神一度とのせ
ゝる 弘仁八年ゝ二月ゝ十月とゝ上々
用行ゝ 但式なゝの内ゝ西大山江
此神ゝ所ゝ書ゝのせる

上卯日

大原野祭

是ハ元ゝ仲ゝ年ゝ二月ゝ ひゝ式神社ゝ后宮のまゝ也
ゝ社ゝ 都ゝ 春日の社ゝ 大原野の祭ゝ
ゝ 仁寿ゝ 春日祭ゝ 上々
用行ゝ

祈年祭

是ハ太神宮ゝ二千一百廿二度の神をまつる也
ゝ 其所ゝ 国ゝ
節ゝ 年ゝ
行ゝ 豊年ゝ
ゝ 弘仁ゝ 弘年ゝ

国のもの共ハ白猪白鶏やうの物を
献じ天文四年二月ハ初めて式を大
内の年の祭月次の式新嘗祭とハ四ケ祭
なり国の大事なる物なり

列見　十一月

五位ハ中納言ハ紀伝の博士を始めて
諸国の蔵人の輩ハ式部の丞を
ハ上の殿上人ハ式部の丞を
ハ殿上人ハ式部の丞を
ハ諸司ハ式部の丞を

議政官ハ諸の公卿を始め奉り
諸の大事ハ天皇の御前に
議定ハ諸の公卿を始め奉り
諸の大事ハ天皇の御前に

二月ハ五日ハ天満大自在天の
御日也其の時ハ
京祥流なる
先と行ふ

御忌日　廿五日

祈年穀奉幣

是ハ二月七日二月ハ
ニ社ハ　伊勢　石清水　賀茂下上　松尾　平野
いなり　春日　大原野　梅宮　大和
廣瀬　竹内　住吉　梅宮　高雄　祇園

小野　丹布　貴船

茂平殿　松尾　吉日八宰相その外八幡四位五位
のつゝひこ　北二社　宣命あり　伊勢八
祇園の神　賀茂　松尾　八幡　物忌八月廿日なる
神　かく　武　平　四年　宮　法社　神
　分　六年　五月　穀　行うんたため
十一社　奉幣　つゝ

源頼仁公

吉日　とゝ　ひく　行　武　三月　大祓　雲震
敬清源殿　年　仁王　護国般若　と
法　ひく　小野　家　行　賀茂　沙汰　六年　五
六　六月　仁王　会　賀茂　沙汰

六月小　六年　ひ　五歳　七月　行　ま
ゝ一代一度の大仁王会　中　なる　やう
祇　代　一度　なる　年

伊勢宮

是　奉　沙汰　勅　祭　百　源　法　ふ
一上　津　度　つさく　伊勢　大弁
国　祭　とかく　武　年　文武　宮
大宮　元年　月　六　伊　大義　前
月　祭　とう　法　年　ようさう　とう
ひく　行　ま　い　二月

賀茂　續伊

二月　月小　大般若　源　百　月　四十日の

[illegible]二百[illegible]ハ引茶[illegible]と伺と茶を給ふ半
[illegible]年元年四月[illegible]日ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]の
法[illegible]ひい勅書[illegible]行[illegible]日[illegible]けるとや

三月

御[illegible]

二日

これハ天[illegible]法[illegible]ハ[illegible]ハ小[illegible]
[illegible]寺[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
て小[illegible]ハ[illegible]一[illegible]の御[illegible]
[illegible]ハ[illegible]の年を今ハ
法[illegible]の[illegible]の[illegible]の御
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

御[illegible]ハ[illegible]の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ

曲水宴は国法世ゝにまりりてやんぬれ
ばまたもとりもちゆるもの多くあれど
もこれはかの詩をとりて歌をとり
なるこの日鶯と称せるものとしいふまでもなく又
よもの山〻へうつれる人〻もあれ東流のみづまたりうへ
もちゆる漢書のごとくにもあるなり水茶餅を三月
三日用ゐる事は周の年は周幽王より始まり
中古のことなり

薬師寺家勝会　七日

天長七年より薬師寺にて毎年七ヶ日家勝
会を修せらるる仏寺は八大武天皇の御願なり
石清水源時平公　中午日

まつ二月の社より奉行の殿人使番人とかさ
ねて中ごろの日試楽ありて御殿のまこと
ひさしに出仕ありて出御ありてのち
ありてものこりのこりまでにまた仕丁
殿人袖ばかりふ地下の侍ども
ものの陳ずるものとりてのち紅色のかりぬ
ぐ当と為て新屋と為て
人とめて舞人をみの間竹屋乃下みて行
の枝をもちくるもの仁寿殿南廊の
ものとりもちくるもの中の間清涼
殿の昼人求ようとひとく笛簫の音を
ありて舞人まひたりく大江れくしう

ひく舞あるべきなり。南りいたこ法試楽を
ちりはいはうれいれ伝はるや代のをしへ
なあるべし。試楽ハ調ふおとりまつ者はと
をの人ふ法もるんふ。南日ハ御祈りの庭
を使舞人はく古ひ下りをしの紀を使舞
人の冠をしをしハ五位ををかをを
ふりけの半をを天暦五年四月廿七日をを
ゆく公卿の参いあり。我これ五年一年
将門ゆ乱逆の年をを。一時初りをれをを八幡
大菩をををかの将門ゆ貴ををり祈ひけをを
を鉢賽乃ををあり。治承の者ををを。治承の
使ハ橘ナ為元四の朝臣舞人をを。十人を

初をを。やりをの宮ゆ石清水八幡宮ゆ
まをを。むを。をいををりの年ゆをんゆりをを
祭をを。二月より毎年の中ゆ成ゆを
沢の日ハ選を乃御を南祭ハ御ゆゆ先をを
場殿をを物置ゆをををを。

法花会

をいを神狭井の二寺をををを神祇令をのを
をり表花乃光ふ法ハ疫神ゆ祭して人を
をやまをゆ祭をを祭をを。神祇官をを
をを。京宮渠国

是ハ二月二日より先ゆ法花をを祭をを

と今は秋の深国とそいふめるをとふらう
京よりあれは法皇と仰らるる京宿分
なり概勇のと法を必大なるは去の深国あり
中三箇条のとうりをもうりめもあめる一枝
ひりる二枝も法のもの法さめてこはこの
秋の深国をとりめるとうめいまちなりへ

東大寺授戒

元八二年より一度を参通て宣天年勝寛六年より
廣の聖人和尚はるの右宰府りのもは
うるの東大寺の戒壇をとて天下并
戒をうけ法を先より東大寺の文戒をうふ
なりうるまり東大寺の公伽藍を聖武天皇の

御願ありしまりやうるれはくはうきるは
ちはをもとりて

四月

装束

衣

御所御装

一日

きるは衣をなれは京中所のはしやうをく掃部
寮ありるを御殿のはしはをひらはりて
すしを胡粉をて塗をとく碁代られてつす
はしをとををとりをとをとをとをふ御
服はなを代はうすしのあやのはひをへは
をりりは内裏寮をうたをまつる如唐衣
ををねりをものきねを衣をへのひをへをうをね

[illegible]宮小上臈[illegible]

同日

蚕夏旬

是ハ天子衣冠の変乃あるなるけしめ給ふ
[illegible]御酒[illegible]ひ政[illegible]
[illegible]旬ハ色[illegible]
[illegible]南殿[illegible]
[illegible]旬[illegible]
[illegible]旬[illegible]
[illegible]ハ万機旬[illegible]十月一日[illegible]
[illegible]ハ朝旦の旬[illegible]
[illegible]ハ蚕夏乃旬[illegible]
[illegible]ハ二

蚕の旬[illegible]也[illegible]蚕夏の旬ハ二献乃後内侍
所を入[illegible]御屏風の南[illegible]
[illegible]旬[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

同日

寅水

[illegible]水の旬四月一日[illegible]九月蚕[illegible]
[illegible]旬[illegible]

大神祭

是ハ上の卯[illegible]日小[illegible]卯日[illegible]中
[illegible]

上卯日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

こゝ法神社建立の御記文まつり社鎮座なり和
泉こゝ国こゝ沢社の祭宮祝の流の八幡
宮中ゆりめく伊奈利山あり国を治ひ
ゝ国こゝや武八幡法師の東寺門おもて
稲荷ひこゝ老翁よあひ行けると東寺の法
守よ御法ゆ流れこゝ伊勢ゆ
いるりこゝ稲と荷こゝこゝこゝや

上巳日

山科祭

この国こゝ源八宮道氏の祖神こゝ寛平十年
ゝ祭こゝこゝまる

平野祭

匹殿こゝ法神社とい遷宮ありて貞観よりの

上申日

祭れとい祭り社ゆ上々弁内侍ふ宮の
せりゆりひこゝ元系を引く内みまつりて
養を祭内の祭ゆりゝ五位の成上人使を祭
こゝを宮の舞人こゝ使ゆり御帯をと
笑義の祭内の祭ゆ　この祭内の祭い
寛平元年四月十日より内こゝ内の
使ハ左衛門督源朝臣成こゝ内こゝ
一乃御殿ハ源氏宮ニハ平氏宮ニハ高階氏
宮四ハ大江氏こゝ八幡の祭神を御
まつる祭

松尾祭

日日

代祭こゝ貞観元年こゝまる大寛元年ゆ春

の新宮といふ人をもつて神殿を建立しなり
ちやうや大山咋神の内ゆゑ法華山の神と
同体なるべしまた

杜女祭　　同日

河内国より行る神社之年日不詳

四月九日八月十五日

當麻祭　　同日

大和国より行る神社之年日不詳

菊家祭　　上巳日

元ハ河内国より行る神社之年日不詳

京ハ祇園社の祭の日なり

下向之宇治神社父ハ南家氏なり

ゆゑ仁和五年四月十四日より祭をとゝめられ

梅宮祭　　同日

承和の頃より公卿いとゝまる永延以後毎年

のゆゑハ祭りそれよりおハ行りなれども

文治元年の年より行りきこ法社ハ仁明天皇

の御母橘右近の神之承和年中より初く

四門より祭をとゝめ橘氏の仕来成て是定

ゆゑ橘家の人ハ公卿位なる社まで行りや

作法元定の一乃人の家ハ行りゆゑ

橘氏のゆゑなりて後宮九月九日九叙位ハ氏の爵

乃事と行へき人なきゆゑ寛和の法中実

白道法師を以て令申給ひ
給へ氏の爵のこと、祇園御社参詣
四月廿日御宮出仕岡田さゝ人の女ハ摂津守藤
原中臣ひとり人の妻なりの中臣の玉ハ
中納言猪熊清忠の妻なり中岡四郎兵衛女
こゝろやうの中絶給ふ事あり事実ハ源氏の
家に対し給ふこゝろや

廿日

底瀬祭田祭

毛利社ハ大和国にあり祭の日ハ歳毎に年小
二度行ふ使ハ御日ゝ大忌風神の祭ハ
物ハ見ん風水の部とのこゝろきく年穀の豊かる
ものと行やこゝろや天武天皇四年四月朔風
神をこゝろ立野ふまつり大忌神を底瀬川曲
みまつる日本紀に神代の事を伊
勢語伊勢物語の物語を始りひ給ひ
宮氣の代して神こゝろ
こゝろ立いるる大堀の嘴乳代風といふん
みこゝろ行やや

撰清蓑

七日

これハ二月の列見の時成選短冊を二首ゝ
まいるを大臣の奏ゆる役ゆり列見匠門の
時ハこれものゝ事ゝそれを短冊とゝ
こゝろひつゝ入こゝろ
る

灌佛（クワンブツ）　八日

神事ありて、この日は行はれず。灌佛の時は九日なれども、
御神事とて、いつもの通り、盛の如く四もんをたてて、
山の四方を掃（テラ）して、山ごとをくらし、
佛のじまれしまふ家、こゝに成仏くいたして流
と流し、ちごの法ゆゑ、ゆのうへ、れと云
く、城山なれども、四の方と入るゝ、系つまりく
ゆゝ、四如房の市施ちて、法ひくる
行く、付く、風流（フケイ）なく、こゝに成衣衣のあるふ入く
新盤不よういたられ、成人として、ゆゝの座盤
ものうへとなく、上を沈わり、四分れ、れづゝ成
ゆく、御度のなをして、白米の礼ゆむく

法華ゆ座ゆ法く、御粉（コウ）の山四七ハうをかる
不来ゆ人のゆを義人なく、山寺師の信まう
のゆりく、佛ゆゆ仏法ゆりて、神のゆを
一ゆくゆりて、先石道師ちん佛をちゝ
法華ゆをみく、筍と、　膳（シンカウ）ゆしくちこ
御ゆりて、水と流く、灌佛して、後礼（ライ）佛を
寺御ゆ、寺法ゆゆりて、仏生会ハ雅右天
望ゆうゆ、まる天加ゆ来の倶尼（クヒ）蓋城まて
じまれ法ひゆる府て、法下てゆとゆく天る
ゆゆゆを、ゆ、ゆとゆ

伊勢神宮（ミヤノ）祭　十四日

毛ハ神祇令のゆゆ伊勢神宮（シングウ）祭をいふ神

服部潔斎して三川の赤川の神洞の赤をもて
神衣をこしらへ又麻績の連といふ氏人麻をうみ
みく敷妙和布を御みくしに神明をまつりて神
をのぞみたまへり

日吉祭　中申日

この法社は松尾の社に同神にして男女
四年六月八日あり　めぐ古二社の間をもてなす
長久四年四月廿五日小祭をはじめられ

賀茂祭　同日

鈴鹿天皇の御宇四月小午日をもてひらまり
らるべきよし所々あり又和銅六年城の
国司兄と検察をもてこれをみるに国家の賀茂

茂のなかなりしかども内の日はまつりはじ
家より使をもてこれを馬を献ずるあり
りしあり

開白賀茂詣　同日

祇園社八日洞をもてひらくなり天禄二年六月
廿五日松尾右衛門佐清のもとに物
開の人の賀茂詣のもとに物きうけるもの
必賀茂祭のまへ八日あるべし人家車を
地下殿上のお祓あり白物の御帯神宴唐
櫛やうの物をもてうけ琴打落釜
源尚といふ物をもてしくも上臣戸形をもてぬ
社頭にて神拝あり賀茂を祭宮拝くまいまハ

元と冠よりくゝ示拙求ゑ[illegible]

賀茂会　中酉日

ひつゝの日えんゝ陣よりくゝ六府とりて雲
田のうゝ祝作を酉日の後八を酉の中刻わつと
ひ者夢のほけ作りうゝ人くゝあふ
ひ樹の蕩とくゝ河ゝ賀茂松尾の社まへの
日よりもうゝ水而うゝへうゝまつる秋明天皇
の御宇ようゝ社祭ゝ南る下鴨の社上賀茂
別雷二の神祭ゝこの御社の神をハ如依姫と申
も賀茂建角身命の母ためゝ[illegible]時せ[illegible]小
川の御ようゝ水ひうゝに川上より丹塗矢一
ちうゝ[illegible]下ゝ如依姫ゝ[illegible]矢とりて社家の

屋根よりうゝいるゝ[illegible]れよりゝ社をくゝうみ
く男子をとうむ御母ゝも又をたまをうゝうゝ
ゝ[illegible]河ゝりうゝに河ゝりをしていまの男よ
雷とりうゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ちうゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
御を[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
丹塗の矢ハ松尾の大明神ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

法社の祭礼

中山祭　　同日

永承五年六月十六日神社を建て　同六年
十月廿日遷宮の神社を建て　同日
冷泉流まで流れ石神と称し冷泉流て称え年
四月ちうちうく宮殿あり

春日祭　　十五日

二月社中納言山蔭卿の勧ひ建て
て一流流永延元年ちうちうく宮殿と
そまつちいさき春日社　同神社　高社の
京の時は春日社　長岡京の時は大原　いま平安
城の時は春日社　高社　ちうちうく宮殿
をるそうけ　まつる

駒牽　　廿八日

二月八日　八月の　名八月　廿日
四　天皇武徳殿　　
　　　　　　　　　
　　　　　　　　　
　　　　　　　

物たとえ沢根梁蓬芳薬駒形を養ひ
給へ八月の御祈祷の馬村手人をとふ御
使をもつて向うへ奉る貞観の御ぎ式
小月の祭八月七日に延喜五年八月二百詣り
あり

新日吉祭　　廿日

永暦元年十月十六日後白川院日吉の御幸を求
山の新宮をうつしかへられ新日吉とふ
嘉保二年四月廿日新日吉祭あり

三枝祭

三枝祭八平川祭をいふ神祇令のそう
三枝の祭と行うと酒垣とうたふ新三枝の祭

とかやうこの祭を二月の平川祭と称
うるとさるに祭を神祇令の五月の祭ちがひ
の祭これ八先をもつて四月の祭ト称する平
川祭八左右是この建立ちかへ平
つかうまつる歟八今ハ書渡海のえ八
もつて表左年中ハ書渡海のえ八
この男神八ぞく今ハ渡海是の左右八渡海
三枝をもつて建立ちかへ平川祭ハ行はれ先
八ものもの有計る神社八是の五月
ちるを建立ちかへ
三枝を書くにハ三枝の祭とも

五月

献菖蒲

三日

六府あやうけれと南殿の階の東西よりつまる時の殿とわたりへくわたりくを四日八月さうれれの座よりもとりて立後宴あるべきやうはなく天平十九年廿月より設めりて百官諸人悉菖蒲の薄とりてかけさうん相ハ高年入座〳〵はくさうはくさうはくさうは

海中ニ入ケルハ五色の旗ヲ船ニ掛タレ
ヨリ云ク海神人ニ成テ今ハ
天狗ニ成リ給ヒ中ノ
海ニ入給ヒ魚鱗ニ乗給ヒ
物ヲ見給ヒ

古衣ヲ馬場ノ射

昔ハ衣ヲ馬場ノ射ト云ケル昔ハ右近の馬ヲ射
昔ハ右近ノ馬ヲ射ケル今ハ右ハ左ヲ射ケル昔ハ
ままたをの馬場ニて射ケル社の事行ケル
射ケルニ古衣の事ヲ云ケル

紫野ノ今宮祭　九月

二月ハ疫病の神ヲ西暦五年長保二年天下ニ門ヲ
立ケル二付テ濱神社ヲ建ケル故武長社
二前ヲ流ル事ヲ祭リ今宮ヤ
ヲ行ル事ヲ云

菊原長社

白妙の乃ヲ紙ヲ切テ
ヒラヒラ付タル物
ヒラヒラの紙ヲ今ハ
ハ云ハ物ヲ
ひらむの郷ヲ
よの中ニ
神ニ成ル物ヲ神ヤ
神ニ成ル物ヲ行ケル

有安日

光ハ村上ニ宣ケル沖國ニ云ケル年ニ
ヤ中ヤ慶誓日ヲ

廿五日

行ふべきものなり
かのごとの日にはかの事をなす

寂勝禅

元亨の比日沢とかきたる所の東大寺
無為関成僧の事なり始長老あるとかきひらき
乃ち龍哉海印禅師寂勝上人を
清源禅寺禅を開かしめ給ふ
ゆゑに及この寺一宗流行寛弘の法ありて
まる長保に年より行はれまた中ん後朱雀院
の御時なり出家の日天皇百僧を供せらる給へ
ちなり必ずしもその法をもちゐん五日九間の
長式日動く行ふ法の日行者の法くすべ

勝給

もはいはゆる民ふ東大寺の
源宰小弟を分て指那遠使をつかはし給へひく
東塩の動ふかの中に行ふ大官法の
是をとる長ふ新明天皇の御をようりまる
季長月をてを金倉庫をひらきて貧窮の
物を施ふいる事礼記の月令を行ふや

著秋政

是は指那遠使ふ下東京にて制法をもこと
ふ元明天皇は和銅ようりまる月令
の年文ふは要なる月をみくれと月
秋月にて祈年をもけ立月おこなふと

みぞう

六月

御贖物

元八一日より八日まで御ちこちらこまいる物
御まで立まつり次四のうりけを御ゆひた
く立てよりうる御帯あるとあけて御いき
と入る江戸五年六月より出葉の事うまて
そうめく江戸贖物とをるるハ京茂爲
千度武戸の稜をいつもう郡ハ御ゆる

依忌大御飯　同日

内服日ちをれるとを大麻の中ハて供をる
常行堂の御時より忌ちくいちまる忌ちくいちを

いむ御ちう神事の時ハ不浄の穴とうち
ふるるもや足い月次神食乃御神事
と今日ちうそうめ御ゆ厩へ

供醴酒　同日

一献ちけくいちふ法くまハ四七ハ供ちる一献を
ちうの行茶の酒自れハ一献酒とゆ又いこ
ちけるを武みよ行り昔ハ四中よ茶と嚼ゆ
前をへく酒ふ御ちるるやうち酒ハ造酒司ち
より七月廿日まて日毎ゆ立ちり 亥神
天皇の御時より 中ゆ御ちくる酒をちる
事も山御よ百姓の人ちうて法ちりめ
ちり元ちうさみハ酒ちうふ地ゆ御ちゆ人

作れる神代の素盞嗚命の八岐大
蛇をとり給ふ時八しほの酒を作る事
日本紀に見へたり今の酒は神代
より始まりさかをの作法

延暦寺六月會　四日

是は伝教大師の忌日に勅使叡山の麓坂本
居る延暦年中に建つられ作り法華
経をこの名をとゝ

十日

御體御ト

神祇官の官人一日より本殿にこもりて
ものゝ上にて御ものゝ物をつゝしみ
うらの御ものゝ御ものゝ

十一日

月次祭

是は先神今食の上にて神祇官の如門より示の
御ものゝ者をとりあつめ殿に
あつく事と仰の如神祇官官人
祝の座に出て中臣祝詞を
宮殿下の蓐座にて御巫常
代ありて是は六月十二月に二度法社へ行幸
とゝ行法あり江代年中に出ありて

同日

神今食

御神事は一日より始まる成剋に行幸
大忌の御湯をめし下る上々津に

く弁とりく結目ゆるゝ宮とうふ小忘は所
と結ゝゝの夫と消くゝりあゝゝ上
今宰相中将云弁記史卜ゆひうふ人小忘
ゝゝ所を信国義人もうれさうゝ約束の時
沖興い葱花こ拾の裏ゆ八箱中和荒ゆ
約束ゆりく沖和殿の方庭ゆ出ゝつ
ゝ行ふ沖ゆの後宗女ゆと間後あけく
沖殿ゝ来く寝具と結ゝこ祝うゝゝた
ゆの行ゝ敷の糸面ゆ添と引間つ開目ゝと
ゝゝ上ゆ下沖殿の祝ゝつゆりゆを
ゆ中ゆゝの一人ゝみくうつとゆゝう
宮ゝゝゝ南戸の所ゆの帳かくうひ

の花ゝ花八重ゆ上ゝ宮殿弁ゆ約ゝ
卯記史沖ゆ見と結ゝ間へ引入ゆ八か
うんのゝ来く沖殿と南花ゆく先
一丈二尺のゝゝゝ六尺のゝゝ四ゝ花
のゆゝ二枝あり南ゆ高ゆ九尺のゆ
七枝ゝゝゆ八重ゝゝゝ九尺の中一枝を
いゝゝ来ゝ引ゝくうゝひのゝ
ゝゝ花八重ゝみのゆ枝ゝく間後
まりて沖殿ゝゝ八ゝゆ元のうへゆ
枝ゝ出ゆふゝゝ小ゝく沖殿ゆ
ゝゝ間後過ゝて沖殿ゆ入御あり沖殿の
来ゝゝ引ゝゆゝ宮殿と沖殿ゝ

[illegible]
人[illegible]ぬ事なし神のたゝりもかすこともなくて
神殿と供[illegible]の間に御[illegible]白黒御酒まゐりくも
と相[illegible]そなへ[illegible]のかたんの御きま
[illegible]ぬ事なし御れいのもちまゐ
さしと米[illegible]二度あり[illegible]大[illegible]
今の神饌の数は同じ[illegible]字一日又晩の御
せんまいのさゝのこと神祇官より行[illegible]
先宮廳へ行幸ありて帛[illegible]出[illegible]来りて神祇
官へ[illegible]神饌の[illegible]
[illegible]の[illegible]と[illegible]の[illegible]神楽あり
[illegible]の[illegible]と[illegible]韓[illegible]神[illegible]
[illegible]還御の[illegible]御輿[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

祇園御霊会　十四日

[illegible]

祇園の社は貞観十一年山城国[illegible]
童部[illegible]牛頭天王武塔天神[illegible]

昔武塔天神南海の[illegible]
時に日暮て[illegible]
[illegible]
[illegible]

人民死するもの牧をとゝのへしかその間ゝ蝦夷民
いつゝ沙ゝもきり後ハ武蔵天神祝ハ遠沢使
雄社神ゝとのゝまふ七ゝり後疫病大ゝ
おこりたん時い蝦夷民ハ東の方ゝいひく
共物をとりけハこゝ法英敬をおもんゝうゝま
ひきるゝや又祇園の御部ゝのをていゝく
大ゝうゝ小ゝ国あり九州ゝあはく出雲の
中ゝ国あり吉祥ゝとゝふゝ国の中ゝ城ゝ城ゝ
王あゝゝ牛頭天ゝゝゝ武信天神ゝいふ
又武州湯羅社のものゝと所ゝて八王子ゝと
ゝり八万四千ゝ百五十四神眷属ゝゝり
御霊舎の間四宗物ゝて衆の行飯をゝ合ハ

蝦夷民将来の世ゝ祟ゝ

祇園御霊会　十五日

御祇園の祭ハ平野ゝ松ゝ一つひ成
上ゝ五位ゝ東松をゝ宣旨ゝ天治元年
六月ゝ始まる又ゝ走馬初ゝ始ゝ
て四三年の東松の斎ゝ
神ゝ代の八坂乃さゝ
ゝ乃ふ年ハゝゝ
八坂の宮ゝハ祇園ゝ山城国愛宕郡ハ
坂ゝとゝふ不ゝ神ゝ社を作ゝ
節分

晦日の夜御ゝあゝ物ゝ

二間ゝ四面にして出雲とし〻御寺ゝの花の
ゝ孫廂昆明池の浦なみの一間廂風を
ゝ桃と言桃園よりして御所の紅ゝ八重
ゝ南のゝゝとハ行も在り豪奢帽を
引く高き山桜して続ゝ紅ゝ白色
いの奥ゝありゝ又ト部行のゝと在中の帝上よ
とく京都の彩数行とりて糸ゝ御ゝけゝ
りゝゝく有ゝ行すけとこり糸ゝ言ゝ
ゝゝゝゝ白ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
にゝゝゝゝ二度ゝゝゝ二度ゝゝゝ桜を行四節
行ゝいゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
て共行ゝ行ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

大阪

大阪ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝ

きりめきりてとりつへ法式
はらふ式神をしてみてあり

中老

元禄二年卯秋十日於城用郷写之

中村直道

法大祭　同日

ト部氏の人大とうらく京城の四方すきまなく
ゆゑ大勢と物をうんのあらそひ祭礼のあり
さ様術なくあらく作るようす形なし

道饗祭　同日

先ハ疫神の祭り毎年六月十月ときまりをし
ハ法ハ作るゆゑ先ハト部の人京城の四方
路ハ作て鬼魅の他方ようす京洛へ入さる
ようにハ路上ハ供物をそなへてまつる法式

石倉の祭とハ四角四境の祭りをとり
ミナカヘ　セイ

地祭

東山西山北山をいふ東の山ちふ作るちよさき

清原家に米塩を施行し人数の助けとなる六月勝俣六月の施米いとれ貧窮孤独の人々に米をとらせ撒米をまきふしまいりしこと

雷鳴陣

此年あるべき年中の年ぬい入侍すべき月令の外に春にこの雷ことに鳴り秋にも雷なりとて人々ことに見なれぬ事なりしかの夜のあけぬるほど一夜ばかりくり返りしかのうへにすべて西の方にあたりて月の光の雷鳴の陣とぞいはまほしかりける

雷の多くまれに又陣の御所にも清原家の雷霹靂にてたうれたりき

七月

唐船於田舎

四月より七月に入りて唐船ふなぬし

七日出羽使

四日

内膳司より毛と調をもちふうくへいを用ゐ
ゆへあり年ゝ中ゝ七月
七日に祈りて霊験ありて人々瘧病を
いやすこと法華経毎日麦餅をこのみ
給ふ故に餅をとりて毛をもつて年中の瘧
病をのがれとなり

七月

毛巧貫

先七日なれば人沖にて紙りひ拭ひ
毛巧貫あり沖殿の巻よりおこりをはらへ
て打意九なりあり机の上の色く
巧物をつゝみ筆をとり毛をとく
ばくこのゝ大なりふ物りすゝくなり

ありひめ人と人そこの星とりをとく
地よりこの秋ありつゝ八節ゝ調字長ず律
あるさの方ゝ旬毛八秘ゆうて行る於ゝ
於人ゝ方ゝ

織女の星ゝ牽牛

脇宮七月ゝ向ゝ牽牛
織女ゝ川の河ゝ烏鵲
河ゝの川ゝうて行ゝ橋る
て織女ゝ淮南子ゝ書ふみ
ありゝ又續神記ゝ柱陽城の民丁ゝ
人他道ゝ行ゝ七月
七日ゝ織女河ゝ
毛ゝ織女ゝ牽牛小

[illegible]と、滅女事件のもつく歌と
世人申伝へる元亨[illegible]
[illegible]七月[illegible]
[illegible]と云へ香花[illegible]
[illegible]
[illegible]

脱をえんと祝儀しゆ西蘭並びにみちう昔
弗用天皇時代諸郡名を字ふて後深山のる
と作り西蘭並舎とまけらんと所とやを
へて諸寺をて作るべ本なるへ

相撲

元ハ諸国の作所人とめしわ国ゆく七月より相撲
をくいひく夫なの所流ものへ先十六七日
ものひくく左作ありて左右の勅をなて左右の
沼ゆより相撲あるつゆ世とめしたかせ所
左ハ方を指方とわけく国へ使とくして
相撲をめを元と万葉ものもうり作とゆへ共
ゆ日ふ内取といふ事なる立作者ゆ御

なるを右の相撲人横昇のうへよりよりぬ
海をくく一ふをもふとをくく脇負ありた八
日ふ宴会あり天皇自殿ゆ御自ゆ出ゆ
左右相撲養とうり十七番ありて勝の方弧琴
ありまく廿九日ふ授賞とくく相撲とをくつて
作流をゆ海へ神亀三年ふ八月めく諸国ゆ
先ゆの国をく天寛平七年ふ八童相撲と作流
ありなをへく相撲のゆ作ゆ日本紀ゆ
寛仁天皇七年七月ふ南麻のゆ勇士ゆ
名をハ南麻の顕東へく八月ふ作ゆ
角をを作ゆ作ゆ天皇ゆ世と学ゆて元ゆ
作ふへを人と勝作ふ作ゆ出

雲國より出きたりのこと野見宿禰と申ものの作りよしを夢に創これを先として相撲とは
淡路の国見府称力やまとのすくね鍛
冶ものとうりこしきそうりふこと
鍛しの作りこと是をまひのうしめかんて

新年穀奉幣

元八年穀をのうんたなふ共二社へ幣をた
まつる二月と七月と二てこひ有くりきるは
こと作よ之ものをとりはしめ

仁王會

是も去年のあり

八月

八朔風俗

こ源平はさこに出流ものて又西れこ有こを思
国世俗の風俗こ武士の記よ建長の時より
八月ものこ八日のこ武士のこと物あらけ
かとよ人のこ人のこへ作りをるこ
まこ命の宮古国の文永の記よ世七八年より
こ作こ殊去下流布をるこの世こ
鎌よ建長のこ作りの鎌こ成流ハ後嵯
鎌院いまこ弟こ武蔵通方の辛ハ世
ありこ時御国家こ人のこ人こ
の男女こ重りをこ後ハ光こ重宝を
ひこかせ作こは御系端りこ内こ御

[illegible]
[illegible]
年紀を分明にせざるハ故流説の所
治世の時分より[illegible]
[illegible]年紀の中ふるくらふる事論
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

天満宮（シヤウ）

二十日

春二月より

[illegible]

[illegible]

[illegible]

詔宣ありて右近の馬場小路と称する所に分宿せしめ給ふ

一京師乃時より分宿せしめ給ふ

定考　十一日

先ハ昔公卿の加階とゝのふ人ハかの藤氏の藤原朝臣とゝのふ人ハ家爵を授給ふ上々官の赤乃廊の座よりつゝく末を行ふ次第ハ式部丞より次ハ高麗の使ハ次ハ公卿の式ありて次ハ高麗の使ハ次ハ公卿の式ありて次ハ高麗の使ハ次ハ上々官の冠ハ次ハ白丁ハ次ハ黒丁

御母ハ神功皇后ノ胎中ニ天皇ヲ又ハ誉田天皇
ヲ為つまとる天下ノ主ト為ル事四十
一年百十一歳の齢を保ちたまふ欽明天皇
の御代に始て神ノ教の肥後國
菊池郡ニ伝ふ人皇十六代
誉田八幡宮と流宮ありて誉田八幡
宮ハ豊前國宇佐の郡
宇佐ノ郡ニ鎮座ス天平勝宝元年の
始巡れ給ふて流宮ハ流宮ハ
ハ宇佐の郡ニ御出京の後
ありて宇佐ノ郡ニ御出京の後
ありて宇佐ノ郡ニ御出京の後
ありて宇佐ノ

又八人方ハ亀乃橋ハ[illegible]つるまあり[illegible]
唱和方ハ[illegible]池ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

神人法師[illegible]

[illegible]

[illegible]

二日より初まり

不堪田芋

是ハ法国の田乃損亡しるるを不堪田芋と
つよく祝と云ふ二ツ
して有るそれより つよく祝と云ふ二ツ
是ハ法国より 法国より 坪付帳と
もてまつるを大臣体よりつとめ申しあり
法国より施行し給ふ 給ふ
田芋ハ田芋不堪田芋と申す

七日

立湯高

九日

九月九日ハ菊花の宴 九月九日ハ菊花の宴
是を重陽高と申す 九月九日を九月九日を九
湯の粉を付ゆ 重陽とはいふ 菊ハ大子

南殿より出御 南殿より出御 上皇 法皇
より 参り給ふ 参り給ふ
参り給ふ 参り給ふ 参り給ふ 参り給ふ
参り給ふ 参り給ふ 参り給ふ 参り給ふ
参り給ふ 参り給ふ

いたりて[illegible]への[illegible]祈[illegible]の為いはく
かくして家中の鶏犬羊[illegible]を[illegible]
[illegible]おくのゝ[illegible]
[illegible]利

例幣　十一日

一日より[illegible]いたるまて伯[illegible]重[illegible]服の人各
内ちに[illegible]八[illegible]神[illegible]
[illegible]神[illegible]例幣[illegible]伊勢
[illegible]神[illegible]幣[illegible]毎年のゝ
[illegible]例幣[illegible]苟[illegible]祇官[illegible]
[illegible]山[illegible]弁[illegible]中臣[illegible]卜部
[illegible]幣[illegible]中[illegible]川使の[illegible]
[illegible]中[illegible]奉幣[illegible]此年朱

雀院の時より[illegible]伊勢の
國[illegible]御[illegible]
[illegible]天
[illegible]月小[illegible]命の[illegible]五十
[illegible]神[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

撰出

[illegible]武[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

十月

旬

朔日

月一日ハ先祖家々の御霊を撤して各乃ふるさとに帰り給ふ大宮司殿ハ[illegible]中ゆり二郎乃ほね[illegible]

[illegible]

[illegible]

天子ゆしあるを也行くらうと申院ちうこうの
ゆゝ出家をしられといふか天子御剃髪をなを
てうを矣と出家のたかはつまふこうをはこうれ
解脱をひらくゆうを対治ゆうこと撫文武
二つの道ハ一とめくへ今天子も
うつ場なくあるを治くに武道をちうを也治之
治くに対場はなくハ賄うをへ以賄うを
くハ相撲ゆうへをひとつ也

殘菊賞　六日

菊花をんハ九月九日を又殘菊をんを
十月をなを行ひ也をこの花酒を作
ひまふ事ゆうへ

奥福寺法華会　六日

九月廿日より七日の間南円堂にして妙法の大
会をひらくを元八十月六日長屋王の内廣
の法会日ふをもの円院勝を設を副ふハ
故大臣御子ゆうあふ之の御子ゆうあふ
りうを也治ゆうをもを奥福寺南円堂
中当不空羂索観音の像并小四天王の像ハ
北円堂の造主ひとうを小円院大臣
南円堂と云を法華寺と安部氏
福地院の南ゆうを小堂にして小地蔵ゆうを今
うをうへをもを也日の明神の人丈の中ふを
りを治くあをいをれ半いこの南円堂を建

去の例のごとく去れば敵氏と南部小家武家
京都にて伊家と四つもてらうとこと三家は
治果く小泉つとめ家はひとへなるはひとへなるは
神方の流なるべしや

十日

維摩会

元八中月十日より去百ふつてなりまて七十日は間無
病なして維摩会を演をする十六日終大織冠の
法会日なる故に無病なる大織冠の御願にて
いとなむ三御子法海なる激めに作られ
うまるに山階寺にて大織冠病にあるさ
れ給へ今はしみ世に行けるに百濟の尼名
と法名いふ人あり大臣にて永大家にて

名を維摩中小問疾品とふ
所なりもし先と演説し行て病は
なほ世法にて分山一品を演を
ふいまに中にて分山一品を演を
病なりとせ行さ大臣の御
大家に帰給へ御願会章にて世に
和泉七寺に法海に無行なる維摩会は
なり岸八月国まて来ると行るとや小
野に御詩なりて名字三国会前無海
給へ為蓋是会力に作へ分へまひける

大根中文

初雪見表

昔初雪の[illegible]日雑[illegible]角[illegible]作りを初雪と
[illegible]とし[illegible]慣式[illegible]
[illegible]初雪[illegible]の時は必法津
[illegible]法の御時より[illegible]久[illegible]又一條
法の御時[illegible]雪山[illegible]
法の御時[illegible]それは不[illegible]
[illegible]角[illegible]雪山[illegible]
[illegible]御時は[illegible]
[illegible]法[illegible]

一月

御膳物

[illegible]
佐太大社[illegible]
[illegible]月[illegible]
御番衆

中務有[illegible]の年の[illegible]
南殿[illegible]御[illegible]
[illegible]内[illegible]白虎通[illegible]
[illegible]月[illegible]殿の
[illegible]月[illegible]
[illegible]月[illegible]

今年正月より沢人[シン]の下り十月ハ
陽明門院生誕月の祝ハ一年法華経を
かんじ今日ハ百日の法華経の暦
書写まいらせ給ふ欽明天皇十四年百済の物
せ給ふ事なりやや

一日

朔旦冬至[サクタントウシ]

是ハ十月一日の冬至なり
一度まいりあつまりて
てそのやうハ南都より出仏師[ブツシ]
ゆるる所賀茂[カモ]と申す神社二年
十月ハ百日安鎮[ヤスシヅメ]の御祈禱[キトウ]を
うけ給ふ也明日

天竜寺[テンリウジ]の事ハ
あるすあるらるる年中行事
さるる年中行事
一日ハ月の始めなり
相嘗祭[アヒムヘノ]

神祇[ジンギ]官ハ大嘗祭[オホニヘノマツリ]
葛木[カツラギ]鴨紀伊国日前[ヒノクマ]神宮
節[セツ]とうけさせ給ふ
さる所ハ宮廷式[クテイシキ]
みて有り相嘗祭の神
もの

上卯日

行事[ギヤウジ]官[カン]
完[カン]師[シ]
[ブ]
[ブキ]
[ヒ]
[ヒ]
[ヒ

はらへ給ふ胸形社の奇之氏人うれとそり行ふ
此神ハ天照大神と素戔嗚尊とうちひ給
ふ所素戔嗚尊のうみ給ふ所の三神之四心
姫命 湍織津姫命 市杵島姫命この三神
なり日本紀の神代上巻よ者しきるハ
尤なり

山神祭　上巳日

四月小初午　上申日
平野祭
是も四月小初午　隔時の祭なれとも
春日祭　同日
先も二月上申日

杜祭　同日
四月上巳日　同日
南殿祭
同日

卒川祭　上酉日
二月上初午
梅宮祭　同日
四月中酉　同日
當宗祭　同日
四月小午
中山祭
同日

松尾祭

同日

屋みわかのしたしき所ハ雨の日と成ハ上の中申日なり

大原野祭

中子日

二月ハ卯の日と成ハ卯日と成ハ子日と

国并韓神祭　中丑日

二月ハ卯の日といふと新嘗会よりハ丑の日といふと中申の日と成ハ上の丑日あるべし

丑日ある所ハ上丑日用或下

丑節　同日

丑用之

中丑日とハ丑節ハ猴蹇紙といふ常寧殿を立て御覧ハ丑節ハ上人ともいりの

紙式ありとうりくまりとハ暖屋といふ所まいりとりてりて猴蹇よりハ御りの成上人ともハ脇杖よりとりて物立ハ少猪背ともハ古背とめ

ちなみ立ハ四ちめ丑節ハ上人ともハ脇杖

ハ所ハ紙行鞠の時ハ猴蹇紙ハ猴蹇紙ハ

猴蹇ハ杖ちまちまちまちまちまと

ちとうりハ大年小分ちといふ年ハ寅日ハ撤

上の測解あり朝ハ

ちちて礼年あり

めちちて丑ハ所ハ小の陣と

ちとあり鄙曲の当ちてちいんちとうちふ

所丈めハ流ちて測解あれハちあちその行ちち

御分社ありて御殿の廟にて祝祭あり〻
如ふ式とて式者八年〻にはかこれいまは大祭
今の所より外八なかりしやも若八相使ひ
きれハ今ハ五節所ハ於ましんあるべ師の
きしたまとうれしく使のあるもしをとりは
使とハ上ハ御日八童女御殿清涼殿へ
出給ひ下ハ新しうめして
ひ一度ハ参ましく御所の庭ハ
御所ハ者ましく〻ハ者ましてハ
御所の神と五穀都してをとめも祭ましく
ましまして御あとをとめをひ
とうしむきをとうやをを天年十六年九月ハ

四方〻国郡ハ五節乃舞ハあるとうとう

中寅日

祭礼人ハ魂魄の二乃むあり魂ハ湯氣魄ハ陰
氣ハ二乃分ハ離れの里魂をもつて身神
の中府ハ三月ハ功社あり宇摩志麻治命ハ
四年年紀ハ神武ハ
ハ孫時の御祭成へ
ハ御殿の御を使年
御祭ハ御殿ハ
天年二年日ハ
観元年十月御祇宮
年ハ今ハ

新嘗祭

中和日

新嘗祭ハ神今食ニ初テ行ハルヽ事ナリ此ハ七年ノ式ニ見ヘタリ稲ヲ神ニ奉ラル行事ナリ代ノ始メノ大嘗会ニ卜食ノ人ニ招京日清ヲノヽ

風土記ニ二年四月ヨリ新嘗ノ日ハ

豊明節会

中原日

先ハ食ノ稲ヲ神ニ奉ル行事ナリ新嘗祭ハ

ノ小忌ヲ未申ノ時ニ出シ

ツヽ南殿ノ

白酒黒酒ノ

内外

大祭ノ

縁ノ上ニ

五位ノ

祭ノ

ノ前今ノ

ニ清ラカ人ヲ

ノ祭ノ

事ハ[illegible]の日ハ[illegible]ハ大[illegible]の
時ハ[illegible]日と[illegible]紀の[illegible]書ニ日とうき[illegible]の[illegible]
中ゝや　　中申日
吉田祭
[illegible]月[illegible]　　同日
日吉祭
なり
日吉[illegible]時祭　　同日
元ハ建暦二年十月[illegible]より[illegible]めて[illegible]の使と
[illegible]同[illegible]月[illegible]建暦の衆徒[illegible]
[illegible]祭の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ん

賀茂[illegible]時祭　下酉日
元[illegible]日ハ試楽調[illegible]
[illegible]祭[illegible]
[illegible]使[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]

きりかうの御神楽とて御所この家乃なりハ
家あの門いまさまを行とゆきすりこさき
ゑらく後けの又如賀義のたの作名ん〜行く
時分ゑと行つさまし中さうんゆうふ祇いさやう
の年知行とて御門へ中を行へと中を愛祇
名れハ所うありて中へとうとせをふゆうる
いく祇ゆくしとゆるもうもぬ後のつを祇
名れハ寛永元年十月より時分をなをもた
まふ吉時の後ハ知後の左時年ゑいまを七年ゆ
まて行ゆうたまひけるとゆん

依ゑ大行級一日

六月ゆうゆう神祇官の御験地を六月のうう

大神祭　上卯日

元寇乃大の神の祭ふ二月ゆ行ゆ

国ゑ　二日

天智天皇の御国ゑ常福ちて行ゆう年鳥
二年ようりあうゆ行天智天皇ハ郷明天皇ゑ
ゆ子行ゆハ皇後天皇ゑ御後ようを行く近江
国ゑうの郡大津のうゆまりしくき中興のう
ゆくゆりまゆふよ国ゑいとうゑうゑくく
ゆうゆまれを見ハゆうくうゆうれゆくゆうく
ゆ祇廟ゑ中ゆうゆ

御體御卜祭　十日

是も六月ゆ行ゆ郡津の後ゆ門さく行

卜と奏せ御卜出ありしの年六月まて
の事なりしかの人ふたりの仏師のあらはれ
ありしとのことなり

月次祭神今食　十一日

東六月のつゝき

御仏名　十九日

きのふより三日まて三千日に成八一部を例とす
行事殿の御本尊をうつして中殿の中に
けく白乃新の間に入る白木の机をたてゝ仏
像懸奉るそれ仏名をしるしたる紙
ふ地獄変の御屏風をたて出居の
前海のつゝき白木の机より北へ行り松殿

さて女嬬ゝれとなりて御釈
中釈法釈なのゝ等師ゝるさまあるゝ
人をとつゝむゝ仏のゆゑなりこれ
よりゝ式入ゝのことなかるゝ
ゝひゝくゝとなりけゝ能人等師の肩
ゝゝゝ車ゝ為場ゝ不成ゝまて
ゝれなのる柏梨の効験ゝゝゝれ
なを清府乃仏摂津国柏梨ゝゝ
御酒とをりて成ゝて効験のゝゝ仏
名の中ゝゝ
ゝ西一のゝ大将ゝ○行ふ
ゝゝ行ゝ仏名の

御年齢八歳の時に、[illegible]れて匠長の
御代なりしに、和琴とりあつかはせ給ひ
しかば、此佛名を唱へ、[illegible]世の法佛乃名号
を唱へ、六根の罪を滅せんと願ひ、滅し佛名を
[illegible]ものや、衆生五十
二月十五日の功德は、[illegible]新仏の法、毎年佛名三十日の
あひだは、諸国にて殺生を禁断乃、極みなり

下午日

御鬢上

[illegible]人の法なりとて、[illegible]
[illegible]

主上六年童子の像　大寒日

[illegible]場所六年童子の像を門口
[illegible]の六年と[illegible]の美福
門院、赤色、[illegible]法華経門、白色、[illegible]
[illegible]門は黒色、[illegible]都芳門は[illegible]
[illegible]は黄色、[illegible]は春の色ひん
[illegible]赤色は夏の[illegible]南ふ[illegible]白色は
秋の[illegible]南[illegible]
四方の門[illegible]黄色の六年[illegible]
中央六の[illegible]六[illegible]
[illegible]六年[illegible]
[illegible]六年[illegible]
[illegible]書は農[illegible]時と
[illegible]

荷前

荷前（ノサキ）とは、諸国の調・庸・雑物・神宝・御贄・海産物・薬・種々の物を、毎年十月の上旬に、その年の収穫を神祇官に奉り、天皇が親祭なさる儀式である。

撰吉日

撰吉日（キチニチ）とは、毎年の正月・五月・九月の三箇月の内、吉日を選んで、荷前の使を定める。

元日の儀

元日の儀とは、元日の朝、天皇が紫宸殿に出御なさる。

紫宸殿

紫宸殿（シシンデン）とは、内裏の正殿である。

内侍所御神楽

内侍所御神楽とは、毎年の恒例として、内侍所掌の者が、二人の女官を召して、内侍所の御前で、神楽を奏する。

内侍所

内侍所（ナイシドコロ）とは、紫宸殿の西の方に、内侍所の御神鏡を安置する所である。

内侍

内侍（ナイシ）とは、内侍所の掌の者である。

内侍所の在二所

内侍所の在二所（ニヶショ）とは、内侍所の御神鏡は、二箇所に安置してある。

内侍所の在二所

内侍所の在二所とは、内侍所の御神鏡は、二箇所に安置してある。

内侍所の在二所

内侍所の在二所とは、内侍所の御神鏡は、二箇所に安置してある。

内侍所の在二所

内侍所の在二所とは、内侍所の御神鏡は、二箇所に安置してある。

けるをとりて百人（メシウト）ばかりあり人長（ミヒ）すぐれたる
をとこ人をそえてひさ
つぎのかたにいまして後に
うせ給ひ筆業をきわめ和琴をよくされた
るつぎにはまことに人長（ナリクカミ）なりたる
ひく給琴相をなさふらはまのひやし
ひらつらさいまはく和琴は信よりしたがは
庭のかたちを沿藤をいはんひ
庭をたらしたるをそえ人長（ヨリモト）を撫物（カナモノ）
神の相をあけくは人
御前よりかの神をそえ又をみくかのかの
あんの御庭のまうすえくひさ面つきくり

つ薦（コモ）まきをよりかの蔵（センサイ）早（ハヤ）かをそえあまは
里おなをかの笛ひらつきを音をりて里二首
をそえ御食（ソノコマ）をとうふ者のこと神をいふ
時の沖神楽は秋乃末の名は時か
れと今はをまれるこの和琴
笛能かあ時は里をあせをを時山麓
をうをうを沖笛をれはやをて神をみて作
らをを沖使より時の沖神楽は神か
半りををはは本御より還沖かの山沖をを
一条院の沖時ををまる笛をは
兼保より行をる手くの半小城ををを
寿永の礼をを内侍不西海より沖かりて

六年とへくゝ申ゝ都へうつる事ゝ時ハ三ケ
所の神楽ゝ申ゝありきそ後ハ京して時ゝ
ゆゝるゝ大ゝ神楽のもとりハ天照大神のあまの
いわと隠して世ゝ時ハ諸神のいのり
やすれゝ向ゝ天鈿女命まきおのゝとり川
うゝ〜ひらけとて千ゝ人ゝてうゝひまひ給
ゝとたゝ〜いゝへゝ人ゝ申ゝ事ゝ申ゝ
祇園の風俗神代の御記紀ゝ申ゝ

沖縄地　青

青ゝ

大阪　四月

先ゝ人ゝ申ゝ

巡儀　青

きゝハ大ゝ坂ゝ人ゝ京ゝ見ゝ物ゝ
ゝ場ゝ祭ゝ礼ゝ申ゝ毎ゝ年ゝ
ゝ月ゝ中ゝ先ゝ小ゝ船ゝ人ゝ
方ゝ〜ゝ桃ゝ山ゝ
入ゝ〜ゝ京ゝ産ゝ〜ゝ
ゝ月ゝ打ゝ
ゝ人ゝ出ゝ東ゝ産ゝ祇ゝ園ゝ
巡儀ゝ〜ゝ八ゝ年ゝ中ゝ
ゝ〜ゝ八ゝ方ゝ
ゝ申ゝ氏ゝ
ゝ申ゝ
ゝ人ゝ

の四門とまけるこ慶安二年十二月ヨリ
七年正月ニ百姓ハ
作ル所ナリ

黄如年
朱ヲ以テ汁ヘ点心前年ニ出家
シ申シ候ハ一切点ヲ不汁
歯無ハ年ハ菊亭殿中院殿後会ニテ出ス
ヘノ年ニ勾キリ朱汁ハ歯無ハ年ヲ写ス

後成恩寺開白黄泉ニ供

右根源抑仰抑是御所様後成恩寺開白
黄泉ニ三十時
生年十九才
不拔見一部ニ書被書遣ス

天保二辛卯年秋七月十台日於蓑城下郡低間郷
原町村編之　　中村万喜直道

蓑根源集釋西峯、筋松下見林所著
述也可以考之予向嘗見之云尓

蕙蘊錄卷之百四十七終

蕙蘊錄卷之二十四　古尾